

平成16年度 特定港湾施設整備事業基本計画について

本整備計画は、港湾整備促進法に基づき、特定港湾施設整備事業に要する費用に充てる資金調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度毎に交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるとされている。

内閣の承認を得た整備計画に基づいて行う特定港湾施設整備事業に対し、政府又は日本郵政公社は、必要な資金の融通に努めることとなる。

(特定港湾施設整備事業とは)

特定港湾施設整備事業は地方債を充当して行う次の二つの事業で構成される。

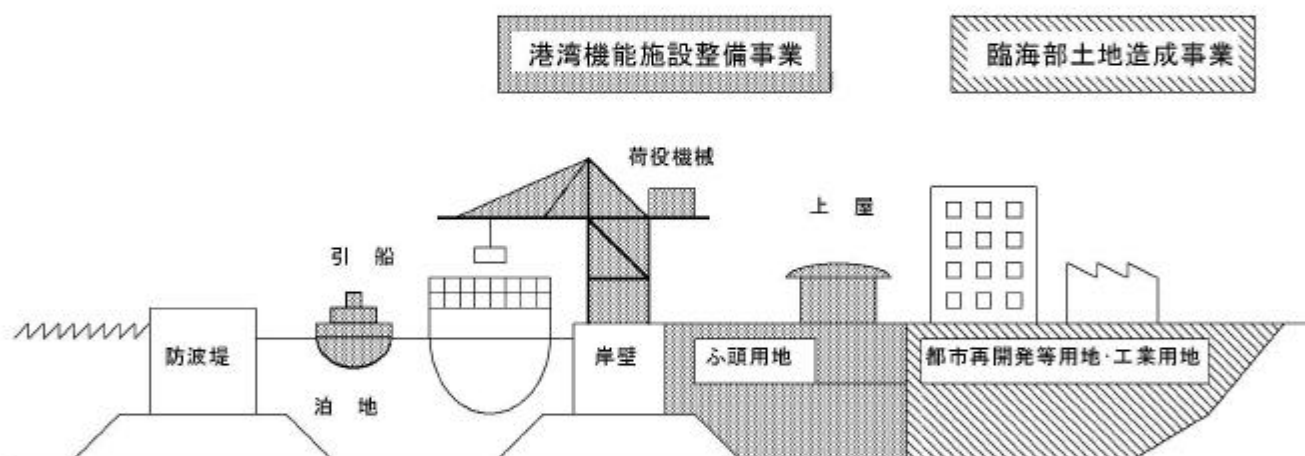
①港湾機能施設整備事業

港湾整備事業（公共事業）で実施する岸壁等の港湾施設と一体となって機能する上屋、荷役機械、ふ頭用地等の整備に関する事業。

②臨海部土地造成事業

公共ふ頭の整備と連携する港湾関連用地、都市化の進展に対応するための用地、地域の活力を支える産業のための用地等の造成に関する事業。

特定港湾施設整備事業説明図



注) 白抜きの施設は、港湾整備事業による。

1. 整備計画

資料 参照

2. 整備計画の事業規模

(単位：百万円)

事業区分	事業費
港湾機能施設整備事業	55,080
臨海部土地造成事業	71,961
合 計	127,041

平成 1 6 年度 特定港湾施設整備事業基本計画書

施 設 名	単位	数 量	事業費	港 名
上 屋 棟		11	(百万円) 1,549	函館、小名浜、千葉、福山、北九州、博多、 福江、名瀬 (以上 8 港)
荷 役 機 械	基	13	6,290	苫小牧、釧路、石巻、鹿島、新潟、金沢、 四日市、姫路、福山、苅田、那覇 (以上 1 1 港)
ふ 頭 用 地	千㎡	1,279	47,241	苫小牧、根室、函館、留萌、むつ小川原、 釜石、大船渡、仙台塩釜、石巻、秋田、 酒田、相馬、小名浜、常陸那珂、鹿島、 千葉、木更津、横浜、新潟、直江津、 伏木富山、七尾、金沢、敦賀、福井、清水、 三河、名古屋、四日市、舞鶴、堺泉北、 阪南、大阪、姫路、尼崎西宮芦屋、神戸、 和歌山下津、日高、新宮、境、西郷、水島、 岡山、広島、福山、大竹、呉、徳山下松、 岩国、宇部、平生、徳島小松島、高松、 下関、苅田、三池、北九州、博多、福江、 有川、青方、佐世保、中津、別府、大分、 佐伯、臼杵、鹿児島、志布志、西之表、 名瀬、垂水、宮之浦、与論、中城湾、那覇、 平良、石垣 (以上 7 8 港)
(港湾機能施設整備事業) 計			55,080	
都市再開発 等用地	千㎡	1,285	64,853	留萌、常陸那珂、東京、敦賀、清水、 御前崎、名古屋、舞鶴、阪南、大阪、 尼崎西宮芦屋、神戸、水島、広島、福山、 尾道糸崎、呉、粟津、松山、高知、下関、 苅田、北九州、博多、長崎、福江、佐世保、 志布志、中城湾 (以上 2 9 港)
工 業 用 地	千㎡	129	7,108	八戸、大船渡、石巻、伏木富山、大竹、 北九州 (以上 6 港)
(臨海部土地造成事業) 計			71,961	
合 計			127,041	